

平成 29～30 年度にぎわい交流館ワンデイシェフ審査要項

1 目的

この要項は、にぎわい交流館のワンデイシェフの審査を適正かつ公平に行うために必要な事項を定める。

2 審査方法等に関する事項

(1) 審査委員会

ワンデイシェフの決定に関する審議は、「にぎわい交流館ワンデイシェフ審査委員会」において行うものとする。審査委員は、市民生活部長、市民協働課長、指定管理者（1 名）により構成する。

(2) 審査

ワンデイシェフ応募用紙を基に、以下の審査項目等により行うものとする。

【審査項目および配点】

審査項目	内容	配点
①活動目的	ワンデイシェフとしてふさわしい目的意識を持っている。	5 点
②活動継続性	ワンデイシェフとしての活動の継続性が見込まれる。 提供可能な食数、活動人数、活動経歴等	5 点

合計 10 点満点

【評価項目】

評価項目	得点
非常に優れている	5
優れている	4
十分	3
やや不十分	2
不十分	1

(3) 審査

①審査項目ごとの得点の合計を各選定委員の点数とする。

②全選定委員の平均点数が満点の 5 割（5 点）に満たない場合は採択しないものとする。

(4) 審査結果の通知

書面により全応募団体に結果の通知を行う。

4 結果の公開

選考結果について公開を求められた場合、応募団体名及び選定委員名を非公開とした上で、全団体の得点のみを公開できるものとする。また、応募団体から情報の開示を求められた場合は、その応募団体名については開示することができるものとする。

5 その他

本要項に定めない事項については、審査委員会が別に定めるものとする。